

## ■介護保険料の軽減強化について

### 1. 政策等の背景・目的及び効果

介護保険法等の改正により、平成27年4月から、消費税を財源とする公費投入により、低所得者に対する介護保険料の軽減を行う仕組みが設けられ、一部実施されているところですが、今般、平成31年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、その財源により更なる軽減強化が図られることになり、本市においても、制度改正の趣旨を踏まえて対応するものです。

### 2. 内容

今回の制度改正により軽減対象となるのは、世帯全員が市民税非課税である第1段階から第3段階であり、被保険者全体の約3割となります。

各段階の基準額に対する負担割合の軽減幅は、第1段階が0.2、第2段階が0.25、第3段階が0.05を上限として、保険者が定めることとなり、本市では上限まで軽減することとします。

なお、平成31年10月に引き上げを予定されている消費税を財源とするため、平成31年度については、完全実施となる平成32年度における軽減幅のそれぞれ半分の実施となります。(参考資料 公費投入軽減前と軽減後の介護保険料参照)

[本市における保険料軽減]

保険料段階 [基準額に対する現行割合]	第1段階 0.5	軽減幅	第2段階 0.7	軽減幅	第3段階 0.75	軽減幅
平成27年度～30年度	0.45※	0.2	0.7	0.25	0.75	0.05
平成31年度	0.375		0.575		0.725	
平成32年度	0.3 ←		0.45 ←		0.7 ←	

※第1段階については、平成27年度からの一部実施により、0.5から0.45に軽減されています。

#### ① 実施時期等

- 5月 改正介護保険条例案の提出（予定）  
（平成31年4月1日から遡及適用）
- 6月1日 介護保険料賦課決定

#### ② 事業費・財源及びコスト

[平成31年度]

260,451千円（負担割合：国1/2、府1/4、市1/4）

[平成32年度]

450,051千円（負担割合：国1/2、府1/4、市1/4）

□ 公費投入軽減前と軽減後の介護保険料

保険料 段階	対象者	加入者 割合	軽減前		H30 軽減後		H31 (予定)		H32 (予定)	
			基準額に 対する 負担割合	年間保険料	基準額に 対する 負担割合	年間保険料	基準額に 対する 負担割合	年間保険料	基準額に 対する 負担割合	年間保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額+※公的年金収入額が80万円以下の人	19.0%	0.5	33,700円	0.45	30,300 ▲3,400	0.375	25,200円 ▲8,500円	0.3	20,200円 ▲13,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額+※公的年金収入額が120万円以下の人	7.1%	0.7	47,100円			0.575	38,700円 ▲8,400円	0.45	30,300円 ▲16,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階に該当しない人	7.5%	0.75	50,500円			0.725	48,800円 ▲1,700円	0.7	47,100円 ▲3,400円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年合計所得金額+※前年公的年金収入額が80万円以下の人	14.8%	0.90	60,600円						
第5段階 (基準)	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、第4段階に該当しない人	11.2%	1.00	67,300円						
第6~ 15段階	本人が市民税課税で、 ・前年合計所得金額が100万円未満の人 ・前年合計所得金額が1500万円以上の人	40.4%	1.15~ 2.50	77,400~ 168,000円						

※遺族年金・障害年金等の非課税年金は除く。